市政全般の情報を皆さんにお知らせします。

市政トピックス

青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動（夏期）

生涯学習スポーツ課 生涯学習係（☎(83)1165）

夏休みは、青少年が解放感から有害環境などに接する機会が多くなります。県では「非行の芽 はやめにつもう みな我が子」をスローガンに「青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動（夏期）」を実施しています。

青少年が心身ともに明るく健やかに成長することを願って、家庭、学校、地域社会で健全育成に取り組みましょう。

議会報告会を開催します

市議会主催の議会報告会を開催します。
多くの市民の皆さんのご参加をお待ちしています。

▶とき　8月6日㈯　午後1時30分から
▶ところ　中央公民館　大会議室
▶内容　議会の報告・意見交換会
▶問合せ　議事課　庶務係（☎95-0137）

国民健康保険高齢受給者証が更新されます

国保医療課 国保年金係（☎(95)0123）

昭和16年8月2日～昭和21年7月1日生まれの国民健康保険加入者は医療費の自己負担割合を示す高齢受給者証が更新されます。新しい高齢受給者証（白色）は7月下旬に送付します。

現在の高齢受給者証（橙色）は7月31日で有効期限が切れます。8月1日以降に医療機関等で診療を受けるときは、保険証とともに新しい高齢受給者証を窓口に提示してください。

国民年金の付加年金をご存知ですか

国保医療課 国保年金係（☎(95)0123）
刈谷年金事務所（☎(21)2159）

老後に受ける老齢基礎年金をより多いものにしたいと考えている人のために、付加年金があります。

この制度は、定額保険料（月額1万6千260円）に付加保険料（月々400円）を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やすことができます。

【加入できる人】
・国民年金第1号被保険者
・任意加入被保険者（65歳以上の人を除く）

【申請に必要なもの】
・年金手帳
・印鑑

【付加年金額】
・200円×付加保険料納付月数
※受給開始から2年間で付加保険料相当分の年金を受け取ることができます。

【その他】
・付加保険料の納付は、申し込んだ月分からです。
・国民年金基金に加入している人や保険料納付の免除・猶予を受けている人は、付加年金に加入できません。

福祉医療費受給者証の更新申請はお済みですか？

国保医療課 医療係（☎(95)0151）

平成28年7月31日が有効期限となっている受給者証をお持ちの人に、先月更新のご案内をしましたが、次に挙げる受給者証をお持ちの人でまだ更新申請がお済みでない場合は、早急に手続きをしてください。

・障害者医療費受給者証
・母子家庭等医療費受給者証
・後期高齢者福祉医療費受給者証

※有効期限までに申請書の提出がないと、受給者証の更新ができない場合がありますのでご注意ください。

○福祉医療について

次の福祉医療費助成を受けている人で、住所、氏名、加入する健康保険等に変更があった場合は、必ず国保医療課へ届け出てください。

【子ども医療】
中学3年生までの子ども

【障害者医療】
①身体障害者手帳1～3級、4級の腎臓機能障害および4～6級の進行性筋萎縮症の人
②療育手帳A、B判定の人
③自閉症状群と診断された人

【母子家庭等医療】
母子または父子家庭で、18歳以下の児童とその父または母（子ども課で遺児手当等の受給が認められた人に限る）

【精神障害者医療】
①精神障害者保健福祉手帳1、2級の人
②自立支援医療受給者証（精神通院）を持っている人

※精神病治療のため入院する場合、保険診療自己負担相当額の2分の1を助成する制度もありますので、該当する場合はお問合せください。

【後期高齢者福祉医療】
①障がい者、戦傷病者、精神障がい者および母子家庭等医療の要件を満たす人
②市民税非課税世帯で、要介護度4または5と認定され、かつ生活介護を3か月以上継続して受けている寝たきりの人
③市民税非課税世帯で、重度もしくは中度の認知状態でかつ生活介護を3か月以上継続して受けている人
④市民税非課税で、親族の税法上の扶養に入っていないひとり暮らしの人（長期入院または施設等の入所者を除く）

※問合せは知立市役所
TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail：info@city.chiryu.lg.jp

児童扶養手当の加算額が変わります

子ども課 児童家庭係（☎(95)0120）

8月1日から児童扶養手当法の一部が改正され、児童扶養手当の第2子の加算額および第3子以降の加算額が変更されます。

▼加算額変更の目的と内容

ひとり親のご家庭は、子育てと生計を1人で担わなければならず、生活上のさまざまな困難を抱えています。特に子どもが2人以上いるひとり親のご家庭は、経済的に厳しい状況にあるため、第2子の加算額と第3子以降の加算額が増額されることになりました。また、今回は特に経済的に厳しい状況にあるひとり親のご家庭に重点を置いた改善が目的とされているため、それぞれのご家庭の所得に応じて加算額が決定されます。

▼加算額の変更時期

加算額の変更は平成28年8月分から行われます。平成28年8月分から11月分の児童扶養手当は平成28年12月に支払われます。

	平成28年7月分まで	平成28年8月分から
第1子	42,330～9,990円	同左
第2子	定額5,000円	10,000～5,000円
第3子以降（1人につき）	定額3,000円	6,000～3,000円

※8月10日㈬に支払予定の手当は、7月分までの手当であり、今回の支給額改定の影響はありません。

夏休みの間、中学生のミニバス利用が無料になります

いつもミニバスをご利用いただきありがとうございます。

夏休み期間中（7月21日㈭～8月31日㈬）、中学生は無料でミニバスを利用できます。

※降車時にバスの運転手へ生徒手帳を提示する必要があります。

▶問合せ　まちづくり課　まちづくり推進係（☎95-0158）

介護保険の減免制度について

長寿介護課 介護保険係（☎(95)0122）

介護保険料（65歳以上）の減免

○次の要件に該当する人は減免の対象になります。

①災害や著しい収入の減少など特別な事情で保険料を納める事が困難な人は、損害の程度や前年の総所得金額により納付額の10分の10から8分の1に相当する額を減免します。

②保険料の第1・2段階の人で、次の条件のすべてに該当する人は、納付額の4分の1に相当する額を減免します。

・世帯の前年収入（遺族年金、障害年金、失業給付、仕送り等含む。）の合計が独居で150万円（世帯員1人増すごとに50万円を加算）以下であること。

・世帯の預貯金の合計が独居で200万円（2人以上の世帯は250万円）以下であること。

・世帯員すべてが日常生活に供する資産以外に活用する資産を有しないこと。

・市民税課税者の扶養または援助を受けていないこと。

○申請の時に持参いただくもの

・預貯金等のすべての通帳（平成27年1月1日から現在までの記帳のあるもの）

・印鑑（認印で可）

・年金収入等の分かるもの

・医療保険証

自宅の買い替え等に係る介護保険料の減免

○住み替えのために、これまでに住んでいた自宅を売却し、その所得を新居の購入費用に充てた場合、売却した際の所得が介護保険料の算定所得に含まれるため、実質的には本人の収入は変わらないにもかかわらず、保険料が高く算定されることがあります。

これらの被保険者の負担を軽減するため、介護保険料を減免する制度があります。

譲渡所得から居住用資産の購入などに充てた額を差し引いた合計所得金額を算定して、保険料の所得段階区分が下がればその段階区分の保険料額に減免します。

○申請の時に持参いただくもの

売却時の売買契約書、購入時の売買契約書、確定申告書の控え、領収書、印鑑（認印で可）

※詳細は長寿介護課までお尋ねください。

8020表彰式

6月12日(日)保健センターで、知立市歯科医師会、知立市共催による「第14回8020表彰式」が開催されました。

この表彰は、今年度80歳以上でご自分の歯を20本以上保っている人を達成者として表彰するものです。

今年度は、58人が表彰され、賞状と記念品が贈られました。表彰式には徒歩や自転車で来られた人も多く皆さん大変お元気な人ばかりでした。改めて、歯・口腔の健康は、全身の健康にも大きく関わりがあるということを感じることができました。

受賞者の皆さん、おめでとうございました。

受賞者の皆さん（敬称略・五十音順）

○達成賞

池田義治、石川一則、石黒京子、石澤稔、稲垣稔、井野宏子、井上チヅエ、江川義明、大島幸康、小笠原まさゑ、岡田りつ子、梶原秋光、加藤美枝子、可児恵美子、神谷秀夫、神谷昌利、岸川定平、木原久夫、熊木賤男、粂茂、倉知晴美、小島明春、小林鉄雄、小林富江、近藤美佐子、近藤芳嗣、榊原良雄、坂本明弘、佐野正、柴田和子、清水ツヤ、清水亨、杉浦國明、関徳三郎、竹内康雄、多々良慧、田中鏡子、田中ヨシ江、田渕康子、中條光枝、中野博子、鍋田房子、西川憲治、野々山俊克、福田智嘉子、古橋民雄、細川仁、堀次雄、堀内稔夫、松井徳雄、松原ひろ子、水野貞夫、山口繁、山口昌二、吉田庄一、渡邊正子、他2人

▼問合せ　保健センター（☎(82)8211）

障がい者スキルアップ講座（在職者訓練）受講者募集

愛知障害者職業能力開発校（☎0533(93)2102）

▼訓練コース

①機械CAD入門

②フォトショップ基礎

▼とき

①8月21日(日)・8月28日(日)

②9月4日(日)・9月11日(日)

午前9時～午後4時（いずれも2日間）

▼ところ　愛知障害者職業能力開発校

▼対象　主に在職中の障がいのある人で、基本的なパソコンの操作ができる人

▼受講料　無料

▼定員　各コース10人（応募者多数の場合は抽選）

▼応募方法　メール、手紙、またはFAXに訓練コース名、住所、氏名、電話番号、生年月日、障がいの程度を記入のうえ、①8月12日(金)②8月26日(金)必着で愛知障害者職業能力開発校（〒441―1231　豊川市一宮町上新切33―14　FAX(93)6554　Eメール noryokukaihatsuko@pref.aichi.lg.jp）へ。

※愛知障害者職業能力開発校のホームページから所定の様式をダウンロードすることもできます。

※問合せは知立市役所
TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail：info@city.chiryu.lg.jp

水道メーターの取替

水道課 料金係 （☎(95)0132）

市が管理している水道メーターは、計量法により8年を迎えると市の負担で取替を行っています。

取替時に費用を請求したり、宅内の水まわりの点検をしたりすることは一切ありません。

今年度は、検定満期が平成28年度中に到来するもの（28・4～29・3）が取替の対象です。

※メーターのふたに検定満期（年・月）が記載されています。

取替対象の人には、市が委託した業者が直接訪問し、ご不在の場合でも、取替させていただきます。

訪問時に取替ができない場合は、後日行います。取替日の調整は、作業員または業者へ直接ご相談ください。

取替は、来年3月まで市内各地で随時実施します。

メーター周りに車などの障害物がないようご理解、ご協力をお願いします。

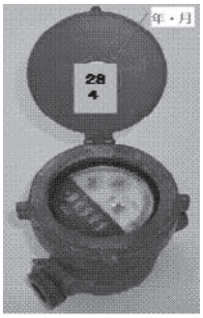

○今年度取替委託業者
［偶数月検針地区］
㈱豊光設備（☎(81)1170）
［奇数月検針地区］
タブチ住設機工㈱（☎(81)0396）

あいち森と緑づくり都市緑化推進事業（優良な緑化事業への補助交付）

都市計画課 公園緑地係 （☎(95)0157）

あいち森と緑づくり都市緑化推進事業に基づき、市民や事業者が行う優良な緑化事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

▼対象となる要件
○屋上緑化・壁面緑化・空地緑化・駐車場緑化事業
・面積が概ね100㎡以上
・道路から眺望できる、または不特定の人が立ち入って見ることができる等
○生け垣設置事業
・延長50m以上
・接道が50％以上で樹木の高さが90cm以上等

▼補助金の額　補助対象経費の2分の1以内の額（それぞれの事業に限度額あり。この事業は県の間接補助事業です。）

※工事にかかる前に、期間に余裕をもって申請手続きをしてください。工事着手後の申請は受付できません。詳細は市ホームページをご覧いただくか都市計画課へお問合せください。

空地緑化、駐車場緑化事業（平成23年度実施）

猿渡橋歩道橋が通行できます

土木課 管理係 （☎(95)0155）

平成28年度から一般国道419号の一部（知立駅北交差点から吹戸橋（刈谷市境））が市道となり、猿渡橋歩道橋を5月31日に供用開始しましたのでご利用ください。

猫の家族さがし（譲渡会）

県動物保護管理センター （☎0565(58)2323）

▼とき　7月30日㈯　午前10時～午前11時30分　※途中参加不可
▼ところ　愛知県動物保護管理センター（豊田市穂積町新屋73－3）愛護館
▼対象　県内在住の成人
▼内容　猫飼養に関する説明と譲渡
▼その他　飼養予定場所が集合住宅や借家の場合は規約などを持参。キャリーケースまたはダンボール箱等を持参。（猫譲渡の場合）子犬・成犬の譲渡の受付も平日に行っています。
▼申込み　当日直接会場へお越しください。

第26回7万人クリーンサンデーのご協力ありがとうございました

環境課 ごみ減量係（☎(95)0126）

6月5日㈰の7万人クリーンサンデーには、3千577人の市民の皆さん、企業、協力団体の人に早朝からご参加をいただきまして、ありがとうございました。

皆さまのご協力により今回集められたごみの量は、左記のとおりです。

市民一人ひとりがごみを捨てない誓いをたてて、ポイ捨てのない、住みよいきれいなまちにするため、今後も実施していきますのでご協力をお願いします。

みんなで拾ったごみの総量は1千731.9kg

・燃えるごみ	1千210kg
・燃えないごみ	125.8kg
・アルミ缶	65.6kg
・スチール缶	76.5kg
・ペットボトル	71.2kg
・びん	57.8kg
・埋立ごみ	62kg
・有害ごみ	40kg
・スプレー缶	23kg

平成28年度知立公園花しょうぶまつりこども写生大会入賞者決定

知立公園花しょうぶ園で開催された「こども写生大会」の入賞者が決まりました。
応募総数400点の中から審査の結果、「推薦」の前川琥壱知さんを始め、次の皆さんが入賞されました。

（敬称略）

賞	氏名	学校名等	学年等	備考
推薦	前川琥壱知	猿渡小学校	5年	知立市長賞
特選	長谷川達大	八ツ田小学校	5年	中日新聞社賞
	小島雪矢	安城北部小学校（安城市）	6年	花菖蒲育成会長賞
	戸田淳稀	知立小学校	4年	知立市教育長賞
	犬塚琉迦	新川幼稚園（碧南市）	年長	知立神社賞
入　選（順不同）	日比野まなみ	知立小学校	6年	知立市観光協会長賞
	世古口純平	知立保育園	年長	〃
	前川久侑羽	猿渡小学校	3年	〃
	兼子あかり	安城特別支援学校（安城市）	2年	〃
	原凰貴	熊の前小学校（名古屋市）	1年	〃
	松本寧音	猿渡小学校	4年	〃
	石川陽向	南陵小学校（名古屋市）	3年	〃
	清水ゆの	来迎寺小学校	2年	〃
	石川蒼乃	豊明暁学園暁幼稚園（豊明市）	年中	〃
	河野桜子	中央小学校（豊明市）	1年	〃

「推薦」前川琥壱知さんの作品

◎入賞作品展

▶と　き
7月15日㈮～29日㈮

▶ところ
中央公民館 1階ホール

▶問合せ　観光協会事務局（経済課内　☎83-1111　内線211・212）

衣浦東部広域連合NEWS

「点検していますか？住宅用火災警報器」

すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられて10年が経過しようとしています。

取り付けた後も、いざという時、故障や電池切れのないよう、定期的に作動確認（垂れているひもを引くかボタンを押せばOK）をしましょう。

また、10年を経過した住宅用火災警報器は、電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、交換をおすすめします。

まだ設置していない家庭は、大切な命を守るために一日も早く住宅用火災警報器を設置しましょう。

詳しくは、消防局予防課へお問い合わせください。

◆奏功例◆

火をつけたガスコンロに天ぷら鍋を掛けたまま就寝してしまいましたが、住宅用火災警報器の音に気が付き初期消火に成功しました。（知立市）

◆奏功例◆

火をつけたガスコンロにフライパンを掛けたまま外出してしまいましたが、住宅用火災警報器が作動し、近所の住人がそれに気づいて119番通報され、火災に至りませんでした。（高浜市）

火をつけたガスコンロに天ぷら鍋を掛けたまま隣人と話し込んでしまいましたが、住宅用火災警報器の音に気が付き、初期消火に成功しました。（碧南市）

火をつけたガスコンロに鍋を掛けたまま外出してしまいましたが、住宅用火災警報器が作動し、それに気づいた近所の住人が119番通報し、火災に至りませんでした。（刈谷市）

火をつけたガスコンロに鍋を掛けたまま就寝してしまいましたが、住宅用火災警報器が作動し、それに気づいた近所の住人が119番通報し、大事に至りませんでした。（安城市）

▼問合せ　衣浦東部広域連合消防局予防課（☎(63)0136）